

様式第6の2

認定申請書

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条
第15項(同条第23項の要件に該当する場合を含む。)、同条第25項又
は同条第26項の事由に該当する場合)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の
認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」とい
う。)第6条第15項(同条第23項の要件に該当する場合を含む。)、同条第25項又は同条第26
項の事由に該当する場合に限る。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者に係る以下の事項

- (1) 主たる事業内容(事業を営んでいない場合には、その旨)
- (2) 資本金の額又は出資の総額
- (3) 常時使用する従業員の数
- (4) 財務状況(法第12条第1項第1号ハの認定を受ける場合に限る。)

2 申請者が経営を承継しようとする中小企業に係る以下の事項

- (1) 名称並びに代表者の肩書及び氏名(個人の場合には、氏名)
- (2) 本店所在地(個人の場合には、主たる事務所の所在地)
- (3) 主たる事業内容
- (4) 資本金の額又は出資の総額
- (5) 常時使用する従業員の数

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 申請者が個人である場合、記名欄には郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載する。
- 3 次に掲げる書類を添付する。
 - (1) 申請書(別紙1、2及び3を含む。3は法第12条第1項第1号ハの認定を受ける場合に限る。)の写し
 - (2) 施行規則第7条第1項各号に掲げる書類(同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。)
 - (3) その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、法第12条第1項の認定要件を満たすことを示す。

- 1 事業活動の継続に支障を生じさせる事由
別紙1の該当する事項を記載する。
- 2 他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
別紙2の該当する事項を記載する。
- 3 純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること
別紙3の該当する事項を記載する。

(別紙1)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

1 該当事由

以下のいずれかの事由について、当該事由に該当する旨を記載した上、提出書類として記載されている書類を添付する。

- (1) 役員又は親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であること

(提出書類)

記入、記名済みの別添様式

別添様式に親族として記載された者その他の中小企業者(法人の場合はその代表者)との親族関係を示す全ての戸籍謄本等

- (2) 年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であること

(提出書類)

他の中小企業者(法人の場合はその代表者)の年齢、健康状態その他の事情を示す書類

2 1に記載した事由により生じる事業活動の継続の支障

--

(別紙1・別添)

私、〔他の中小企業者(法人の場合はその代表者)名〕は、下表左欄に掲げる者について、後継者候補とすることを検討しましたが、いずれもそれぞれ右欄に掲げる理由により、後継者とすることが困難です。

年 月 日

〔事業者名〕

〔(法人の場合)代表者の肩書・氏名〕

	氏名	役職・続柄	後継者候補とすることが困難な理由
役員			
親族			

(記載要領)

- 1 「役員」の欄には、他の中小企業者の役員全員の氏名と役職を記載し、それぞれ後継者候補とすることが困難な理由を記載してください。
- 2 「親族」の欄には、他の中小企業者(法人の場合はその代表者をいう。以下同じ)の三親等以内の親族の氏名及び他の中小企業者との続柄を記載し、それぞれ後継者候補とすることが困難な理由を記載してください。

(別紙2)

他の中小企業者の経営の承継を行うため、
当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
(経営承継要件)

1 経営の承継を行うために取得する資産

株式等又は事業用資産等ごとに該当する事項を記載する。

(1) 株式等の場合

取得する株式等の価格

(提出書類)

- ① 認定申請日における株主名簿の写し
- ② 取得する株式等の価格を証する書類

(2) 事業用資産等の場合

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う他の中小企業者に対する貸付金に係る債権者及び金額

支払を行う他の中小企業者に対する未収金に係る債権者及び金額

(提出書類)

- ① 取得する事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)
- ② 取得する事業用資産等の価格を証する書類

--

2 1で選択した資産を承継することが、他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠である理由

--

3 1で選択した資産を承継することが確実であると見込まれる理由

--

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

(別紙3)

純資産の額が一定の額以上であることその他の
経済産業省令で定める要件を備えているものであること
〔 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第4項
の金融支援を受けようとするもの 〕

1 直前の決算における以下要件への充足状況

① 資産超過であるか

純資産合計額＝	円 > 0
---------	-------

② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であるか

EBITDA有利子負債倍率＝	倍 ≤ 10
〔計算式〕 (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)	
$\frac{\text{借入金・社債()円} - \text{現預金()円}}{\text{営業利益()円} + \text{減価償却費()円}}$	

(記載要領)

- 1 勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。
- 2 ②については「営業利益＋減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えていることが必要です。
「借入金・社債－現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。
なお、減価償却費は、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めず記載してください。

(留意事項)

- ・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。